

告 示

埼玉県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 西所沢店

所沢市西所沢一丁目五百十八外

（変更後）西友西所沢店

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

（変更前）長沼商事株式会社 取締役社長 長沼正夫

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

（変更後）長沼商事株式会社 取締役社長 長沼浩

所沢市林一丁目三百六番地七

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

八 変更年月日

平成二十二年二月一日外

二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

二 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課